

機構が請求者に対して未払賃金立替払電子請求サイトにおいて添付を要しない旨を通知する画面の例

 未払賃金立替払電子請求サイト

≡

メニュー

新規請求する >

あなたの請求状況

まだ請求されていません。

なお、あなたは請求に当たり、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第十七条第二項の規定による、同条第一項第四号に掲げる事項を証明する裁判所等の証明書若しくは同令第十五条の通知書又は同項第五号に掲げる事項を証明する同条の通知書の添付の必要はありません。

メッセージ

メッセージはありません。

請求方法参考動画

 労働者健康安全機構 トップページ
<https://www.johas.go.jp/>